第26期第３回練馬区農業委員会総会　議事録

１　日　　時　　令和８年10月13日(火)午前10時から午前10時50分まで

２　場　　所　　練馬区役所　北庁舎３階　共用会議室

３　出席委員　　加藤直正、神田靖仁、篠貞夫、荘埜晃一、荘光男、瀧澤光弘、
田中聖晃、橋本良子、宮部光夫、宮本正裕、山口幸治、吉田照男、
渡戸秀行、渡邉正　計14名

４　欠席委員　　櫻井祐次　計１名

５　議　　案　　(1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について　（第１・２号）
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について （第３・４号）
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について　（第５～14号）
(4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について　（第15号）

６　報　　告　　(1) 東京都都市計画生産緑地地区の変更について
(2) 練馬区農業委員会後援名義等使用承認について
(3) 農地法第４条第１項第７号および農地法第５条第１項第６号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について

７　そ の 他

田 中 聖 晃 会 長	皆様、おはようございます。第26期第３回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。
事　　務　　局	ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は１名、欠席の届け出のあった委員は櫻井祐次委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。
田 中 聖 晃 会 長	今回の署名人は、荘埜晃一委員と荘光男委員にお願いします。 それでは、議案の審議に入ります。 総会資料２ページ、議案第１号について、事務局から説明をお願いします。
事　　務　　局	議案第１号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。 令和８年８月18日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第４条第３項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。 【申請者、土地所有者、所在等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、宮部光夫委員お願いします。
宮 部 光 夫 委 員	９月28日に、事務局１名と現地調査に行ってきました。 この農園は東側と南側は道路に面しており、西側には貸し農園、北側は福祉施設となっておりました。

	現在畑にはネギ、キャベツ、ハクサイ等が作付けされておりました。申請者と研修生やボランティア２名、福祉施設の方も作業を行っているとのことでした。 販売先については、この畑や申請者が耕作する他の自治体の畑の収穫物とともに、庭先直売や飲食店で販売するほか、収穫体験なども行っているとのことでした。 境界については全て確認できました。 長雨の中でしたが、よく管理されておりました。特に問題はないと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。 （発言なし） 本件承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり） それでは、承認とします。
	つぎに14ページです。議案第２号について、事務局から説明をお願いします。
事　　務　　局	議案第２号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。 令和８年８月20日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第４条第３項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。 【申請者、土地所有者、所在等について説明】 事務局からは以上です。

田 中 聖 晃 会 長	それでは、荘埜晃一委員お願いします。
荘 埜 晃 一 委 員	９月17日に、事務局２名と現地調査に行ってきました。 （１）の畑ではニンジンが作付けされ、しっかり管理されておりました。（２）の畑もニンジンが作付けされ、その南側にはこの所有者が自ら耕作する畑となっており、その一角で貸借を行う形となります。 販路としては、スーパーやＪＡ直売所、庭先直売とのことでした。 境界については全て確認できました。 特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。 （発言なし） 本件承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり） それでは、承認とします。 つぎに28ページです。議案第３号について、事務局から説明をお願いします。
事　　務　　局	議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。 令和８年８月24日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の６第１項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。 【相続人、被相続人等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、山口幸治委員お願いします。

山口幸治委員	９月17日に、事務局２名と現地調査に行ってきました。 現在畑にはミカン95本、ユズ40本、レモン35本が植わっておりました。今後キンカンを10本程度、増やしたいとの意向も確認できました。 販売先は、ミカン、レモンは摘み取り体験、ミカンの一部とユズは飲食店への販売とのことでした。また、野菜について、キャベツ、ブロッコリーは庭先直売とのことでした。 境界については一部不明な箇所があったため、次回調査までに明示するよう依頼しました。 その他特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田中聖晃会長	質問などございましたら、お願いします。 （発言なし） 本件承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり） それでは、承認とします。 つぎに30ページです。議案第４号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。 令和８年９月８日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の６第１項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。 【相続人、被相続人等について説明】 事務局からは以上です。
田中聖晃会長	それでは、瀧澤光弘委員お願いします。

瀧 澤 光 弘 委 員	９月25日に、事務局２名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑では、露地栽培でホウレンソウ、ニンジン、コマツナ等が作付けされ、綺麗に管理されておりました。 販売先に関しましては、庭先直売、ＪＡ直売所、スーパーとのことでした。 境界については全て確認できました。 特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。 （発言なし） 本件承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり） それでは、承認とします。 つぎに32ページです。議案第５号について、事務局から説明をお願いします。
事　　務　　局	議案第５号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和８年９月24日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、神田靖仁委員お願いします。
神 田 靖 仁 委 員	９月24日に、事務局２名と現地調査に行ってきました。 いずれの畑もエダマメ、ネギ、ジャガイモ等の少量多品目の野菜が

	作付けされておりました。夏野菜が終わりの時期であったため、畑の一部では次作の準備がされておりました。 なお、（５）～（７）の畑にはハウスが３棟あり、苗床のほかミニトマトにも使用しているとのことでした。 販売に関しては、庭先直売が主ですが、時々ＪＡ直売所にも出荷しているとのことでした。 境界については一部不明な箇所があったため、次回調査までに明示するよう依頼しました。 その他特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。 （発言なし） 本件承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり） それでは、承認とします。 つぎに34ページです。議案第６号について、事務局から説明をお願いします。
事　　務　　局	議案第６号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和８年９月24日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、神田靖仁委員お願いします。

神田靖仁委員	９月24日に、事務局２名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑は植木が植わっており、小ぶりのものは自社店舗で販売しているとのことでした。 境界に関しては全て確認できました。 なお、こちらの畑は隣地との関係について相談があり、事務局や私が何度か確認したところですが、適正に管理されているため、今後は当事者間でやりとりするよう助言いたしました。 その他特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田中聖晃会長	質問などございましたら、お願いします。 （発言なし） 本件承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり） それでは、承認とします。 つぎに36ページです。議案第７号については、農業委員会会議規則第10条に基づき、神田靖仁委員は退席をお願いします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第７号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和８年９月24日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
田中聖晃会長	それでは、篠貞夫委員お願いします。

篠　貞　夫　委　員	９月24日に、事務局２名と現地調査に行ってきました。 （１）、（２）～（４）の畑のいずれも植木が植わっておりました。苗木なども生産され、剪定もされており、よく管理されていると感じました。 また、今後は徐々に半分くらいを柑橘類に変えていきたいとのお話も伺いました。 販売先は、住宅を建てた方など個別に販売するほか、造園業者への販売が主とのことでした。 境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田　中　聖　晃　会　長	質問などございましたら、お願いします。 （発言なし） 本件承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり） ここで神田靖仁委員にはお戻りいただきます。 それでは、承認とします。 つぎに38ページです。議案第８号について、事務局から説明をお願いします。
事　　務　　局	議案第８号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和８年９月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。

田 中 聖 晃 会 長	それでは、荘光男委員お願いします。
荘 光 男 委 員	９月16日に、事務局２名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑には露地栽培で、主にカキ、ブドウ、ミカン等の果樹が植わっておりました。 販売はほとんど庭先直売とのことでした。 境界については全て確認できました。綺麗に管理されており、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。 （発言なし） 本件承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり） それでは、承認とします。 つぎに40ページです。議案第９号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第９号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和８年９月17日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、荘埜晃一委員お願いします。
荘 埜 晃 一 委 員	９月17日に、事務局２名と現地調査に行ってきました。

まず、（１）畑では内藤かぼちゃ、サツマイモが作付けされており、内藤かぼちゃの部分でやや雑草が目立っておりましたが、日焼け対策とのことであえて残されておりました。また、サツマイモはツタの部分も活用しており、申請者の家族が勤務する施設の高齢者に対し、認知症防止のためにリース作りの活動をされているとのことでした。
つぎに（２）の畑では、先ほどの議案にあった貸借を予定している畑であり、ニンジンが作付けされて綺麗に管理されておりました。
また（３）（４）の畑では、大半がキャベツを作付けされており、一部でラッカセイ、カボチャ等が作付けされておりました。
販路につきましては、市場出荷、仲卸業者への販売とのことでした。
境界については（３）（４）の畑で杭が隠れておりましたが、目印でわかるようになっていたため全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

田中聖晃会長　質問などございましたら、お願いします。
（発言なし）
本件承認としてよろしいでしょうか。
（異議なしとの発言あり）
それでは、承認とします。

つぎに42ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事務局　議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。
令和８年９月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】
事務局からは以上です。

田 中 聖 晃 会 長　それでは、宮本正裕委員お願いします。

宮 本 正 裕 委 員　９月18日に、事務局２名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑では、ブルーベリー、カキ、イチジクなどの果樹が植わっておりました。また、ナスやジャガイモの収穫した跡もありました。主な耕作者はご本人であることも確認いたしました。
販売先は、野菜はすべて自家消費、果樹は主に庭先直売で、特にブルーベリー摘み取り体験を行い、お客さんがたくさん来て盛況だったと伺いました。
境界については全て確認できました。
現在の人手としては夫婦２人が中心で、時々子供も手伝っておりますが、雑草対策に苦労しているとのことでした。
また、果樹の剪定枝の処分に有効な方法がないかとの相談もありました。
その他、土壌の関係からか果樹の生育が振るわないところがあると伺ったため、ＪＡの土壌診断をお勧めいたしました。
短時間の調査でしたが、質問や相談が積極的に出てくるほど熱心に農作業に挑んでおり、問題ないと判断いたします。よろしくお願いします。

田 中 聖 晃 会 長　質問などございましたら、お願いします。
（発言なし）
本件承認としてよろしいでしょうか。
（異議なしとの発言あり）
それでは、承認とします。

	つぎに44ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。
事　　務　　局	議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和８年９月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、宮本正裕委員お願いします。
宮 本 正 裕 委 員	９月18日に、事務局２名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑では、露地栽培でエダマメ、ブロッコリー、ネギなどが育苗されており、シシトウ、サトイモ、サツマイモなどが作付けされておりました。比較的広い面積ではありますが、息子を含め、家族３人で耕作されており、主な耕作者はご本人であることも確認いたしました。 販売先は主に庭先直売で、サツマイモは幼稚園などの掘り取り体験にも使われているとのことでした。 境界については全て確認いたしました。 その他問題ないと判断いたしました。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。 （発言なし） 本件承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり） それでは、承認とします。

	つぎに46ページです。議案第12号については、農業委員会会議規則第10条に基づき、山口幸治委員は退席をお願いします。 事務局から説明をお願いします。
事　　務　　局	議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和８年９月24日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 委 員	それでは、私から報告いたします。 ９月24日に、事務局２名と現地調査に行ってきました。 まず、（１）（２）の畑は、体験農園となっており、地図上では白い部分にも体験農園が続いておりました。証明対象地は全100区画のうち、50区画分に当たるとのことでした。 つぎに、（３）（４）の畑は、ハウスが２棟あり、今後アスパラを作付け予定とのことでした。その他、露地栽培でユズ２本、ミカン１本、キンカン１本等が植わっており、サトイモが作付けされておりました。 境界については全部確認できました。 販売等については、庭先直売とＪＡ直売所とのことでした。 特に問題ないと思います。よろしくお願いします。 質問などございましたら、お願いします。 （発言なし） 本件承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり）

	ここで山口幸治委員にはお戻りいただきます。 それでは、承認とします。 つぎに48ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。
事　　務　　局	議案第13号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和８年９月24日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 委 員	それでは、私から報告いたします。 ９月24日に、事務局１名と現地調査に行ってきました。 まず、（１）の畑では、半分が芝となっており、残りの部分にネギ、キャベツ、ダイコン等が作付けされておりました。また、右側の上の方の一部に小さなブドウ棚がありました。 つぎに（２）（３）の畑も半分が芝になっており、もう半分にミカン32本が植わっており、サトイモ、サツマイモ等が作付けされておりました。 販売については、（１）の畑は自家消費、（２）（３）の畑は庭先直売のことでした。 境界については、（１）の畑の左側で一部に赤道があり、この角の境界がわからなかったため、次回までに明示するよう指導しました。 その他特に問題ないと思います。よろしくお願いします。 質問などございましたら、お願いします。

	（発言なし） 本件承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり） それでは、承認とします。 つぎに50ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願いします。
事　　務　　局	議案第14号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和８年９月25日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、瀧澤光弘委員お願いします。
瀧 澤 光 弘 委 員	９月25日に、事務局２名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑では、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー等が作付けされておりました。 販売先は庭先直売、ＪＡ直売所、マルシェとのことでした。 境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。 （発言なし） 本件承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり）

	それでは、承認とします。 つぎに52ページです。議案第15号について、事務局から説明をお願いします。
事　　務　　局	議案第15号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。 令和８年９月９日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。 【申請者、証明対象者等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	それでは、山口幸治委員お願いします。
山 口 幸 治 委 員	９月17日に、事務局２名と現地調査に行ってきました。 （１）（２）の畑では、エダマメ、トウモロコシが作付けされており、今後は秋冬野菜としてダイコン等を作付け予定とのことでした。 （３）の畑では、キャベツ、カリフラワー、ブロッコリーの苗が作付けされておりました。また、ビニールハウス１棟あり、今まではトマトを作付けしていましたが、現在は苗床にしているとのことでした。そして切花等も植わっておりました。 販売先としては、庭先直売が90％、地元の飲食店が10％の割合とのことでした。 境界については全て確認できました。 特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
田 中 聖 晃 会 長	質問などございましたら、お願いします。 （発言なし）

	本件承認としてよろしいでしょうか。 （異議なしとの発言あり） それでは、承認とします。 つぎに54ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事　　務　　局	「東京都市計画生産緑地地区の変更について」です。 令和８年９月29日付け８練都都第480号にて練馬区長から通知があったので、下記のとおり報告する。 【名称、告示などについて説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに60ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事　　務　　局	「練馬区農業委員会後援名義等使用承認について」です。 令和８年９月14日付けで東京あおば農業協同組合代表理事組合長から申請のあった練馬区農業委員会後援名義等の使用について、練馬区農業委員会後援名義等使用承認取扱要綱に基づき農業委員会事務局長の専決により承認を行ったので、下記のとおり報告する。 【名義の種類、事業主体、事業名等について説明】 事務局からは以上です。

田 中 聖 晃 会 長	質問等ございましたら、お願いします。 （発言なし） それでは、よろしくお願いします。 つぎに62ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事　　務　　局	「農地法第４条第１項第７号および農地法第５条第１項第６号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。 令和８年９月に届出のあった農地の転用について報告するものです。 【届出件数、面積等について説明】 事務局からは以上です。
田 中 聖 晃 会 長	質問等ございましたら、お願いします。 （発言なし） それでは、よろしくお願いします。 １枚目の次第をお願いします。 次第３　その他です。事務局から何かありますか。
事　　務　　局	特にありません。
田 中 聖 晃 会 長	委員の皆さまからは何かありますか。 （発言なし） それでは、以上で第３回練馬区農業委員会総会を終了します。

会　　長

署 名 人

署 名 人